

去せる頭目人等七十余名滄死す。其の余の人数三十余名は水に浮かびて登岸す。並びに前項の遺下の銅錢一百七十一万七千三百文にて、尽く屏風・生漆及び各様磨刀石等の件を買うも、俱に各々漂散し沈没して存する無し。此の一節は朝廷の官物に係干る為に、具奏するを除くの外、咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

宣徳六年（一四三二）四月初十日

咨

注*（二二〇八）にほぼ同内容の奏がある。注は同項を参照。

（一）阿普察都（一六〇二）注（４）参照。

（二）具奏（二二〇八）。

1-16-15
国王尚巴志より礼部あて、国王および王相懷機に対する頒賜に謝して進貢する咨と目錄（一四三二、四、一〇）

琉球国中山王尚巴志、謝恩の事の為にす。

宣徳五年（一四三〇）八月初七日、欽差の内官柴山・内使阮漸、勅諭を齎捧し、並びに錦段・紵糸・紗・羅を頒賜するを蒙る。此れを欽む。欽遵して領受するを除くの外、今、長史郭祖每・使者

益沙每等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び金酒海・金壺瓶・金香炉・金香盒・屏風・腰刀・硫黄・馬匹・各様磨刀石等の物を管送して、欽差の内官柴山・内使阮漸等の公幹の来船三隻に附搭し、装載して京に赴き、進貢し謝恩せしむ。王相懷機の告称に随拠するに、宣徳五年八月十七日欽差の内官柴山・内使阮漸、錦・紵糸を齎捧し頒賜するを蒙り、此れを欽む。欽遵して領受するを除くの外、今、聖朝の厚恩を深く荷くするを思い、謹んで屏風・馬匹を備え、進貢して謝恩するを願わんと欲す。告して施行を乞ふ、と。此れを准け、就ち長史郭祖每等を差わし、管送して京に赴き謝恩せしむ。具奏するを除くの外、咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開す

国王の進むるは

金酒海一対 金酒瓶一対

金香炉一個 金香盒一個

通共に二百五十両重、余り四両三錢七分

屏風二対

金箔彩色画紙屏風一対

彩色画紙屏風一対

腰刀二十五把、各々長短等しからず

紅漆鞘刀一十五把

螺鈿鞘刀一十把

黒漆鞘腰刀二十二把

本国土産第一様黄磨刀石六千斤小、今報ず五千斤大正

第二様磨刀石五十斤小、今報ず三十斤正

本国土産第六様磨刀石、一万六千五百斤小、一万一千斤正

螺殼一万一千五百個正、後に七百六十個、七百個正と報

ず、を添え、通共に一万二千二百個正

硫黄三万四千斤小、今報ず二万斤正

馬一十四匹

王相の進むるは

屏風四対、大小等しからず

金箔彩色画紙屏風一対

水墨画紙屏風一対

馬九匹

右、礼部に咨す

宣徳六年（一四三二）四月初十日

謝恩の事

咨

原金二百五十五両五分

酒海二個、共に一百六十六両重

一個八十三両重

一個八十三両重

金瓶二個、共に五十二両七錢重

一個二十六両二錢

一個二十六両五錢

香炉一個、十九両四錢七分

香盒一個、十六両二錢

通じて二百五十四両三錢七分、折耗六錢七分

正実、二百五十両重と報ず、附余四両三錢七分

注*本咨文とほぼ同文の奏（二二〇九）があり、参照のこと。

（1）郭祖毎 『明実録』宣徳六年十月乙未、丁巳の条にこの入貢の記事がある。なお、この時の献上品目は頒賜への謝礼としては破格である。

（2）折耗 減損すること。ここでは地金から器物を製作した時の目減りで、折耗は六錢八分の誤りか。

1-16-16

国王尚巴志より礼部あて、勅諭をうけて買い付けた磨刀石を進上する咨（一四三二、四、一〇）

琉球国中山王尚（巴志）、開読の事の為にす。

先^①ごろ欽差の内官柴山、勅諭並びに銅錢を齎捧し、海船一隻に坐駕し、国に到るを蒙る。開読するに、生漆及び各色磨刀石を収買せよ、とあり。此れを欽む。欽遵するを除くの外、見^②に本国、地は方^③に浅窄なるも、採辦して土産の各様磨刀石を得るに縁^④つて、